

合併に関する覚書

公益社団法人日本表面科学会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本真空学会（以下「乙」という。）は、それぞれの強みを相補的に生かしながら連携を深めることによって、学術的にも国際的にも存在感を増して当該分野を牽引し、さらに産業界との連携強化を図って日本の科学技術産業の発展に資することを目的として、合併契約書を締結し社員総会で承認のうえ合併を行う。合併契約書承認後、合併作業を遂行するために、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（合併の基本方針）

第1条 甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。合併の基本方針は以下のとおりである。

- ① 両学会は対等な精神をもって合併する。
- ② 両学会の各事業は基本的にそのまま継続することを保証する。
- ③ 合併によって会員や事務局員などすべての人に不利益が出ないようにする。
- ④ 事業継承の観点から、当初は独立した事業として運営せざるを得ない事業に関しては、分野別の運営協議会において企画、運営を掌握する。

2 甲及び乙の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）甲

名称 公益社団法人日本表面科学会
住所 東京都文京区本郷二丁目40番13号

（2）乙

名称 一般社団法人日本真空学会
住所 東京都港区芝公園三丁目5番8号

（合併の手順）

第2条 合併の最終的な内容及び条件の詳細を定める法的拘束力のある合併契約書の締結を行い、甲及び乙のそれぞれの社員総会での承認を得た後、合併の効力発生日までに内閣府の承認および登記を行う。

（情報の開示）

第3条 甲及び乙は、合併のために財務諸表等の必要な情報を相互に開示するものとする。

2 開示された情報は、漏えいに十分注意するとともに、合併以外の目的に使用してはならない。

（合併作業委員会）

第4条 甲及び乙は、合併契約書締結・承認後、各学会長を共同委員長とする合併作業委員会、及び、それぞれの検討項目に対して当該各学会長が各々指名する担当者により組織される分

科会において、合併作業を進め、合併効力発生日までに円滑な合併を実現する。

(法人財産の引継ぎ)

第5条 合併の効力発生日に甲は乙のすべての財産を引き継ぐものとする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本覚書および合併契約書締結後、合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

(職員の処遇)

第7条 甲は、合併の効力発生日において、乙の職員を引き継ぐものとする。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

(合併条件の変更等)

第8条 本覚書および合併契約書締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本合併覚書を解除することができる。合併契約書の解除は社員総会での承認を必要とする。

(本覚書に定めのない事項)

第9条 本覚書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本覚書の趣旨ならびに甲と乙の合同合併検討委員会からの報告に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月4日

甲 東京都文京区本郷二丁目40番13号
公益社団法人日本表面科学会

代表理事(会長)

荻野俊郎



乙 東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般社団法人日本真空学会

代表理事(会長)

齊藤芳男

